

昭和二十年十二月

# 終戰教育事務處理提要

第一輯

文部大臣官房文書課

B 重要美術品等ノ認定並ニ名勝天然記念物ノ指定事務開始ニ關スル件

(昭和二十年十一月六日  
發社四號)

文部次官ヨリ地方長官)

昭和十九年二月十四日附發教一一號ヲ以テ本省所管事務中重要美術品等ノ認定竝ニ名勝天然紀念物ノ指定事務ヲ同年  
二月七日ヨリ當分ノ内之ヲ停止可致旨依命通牒置キノ處今般大東亞戰爭終結セルヲ以テ十月三十日ヨリ之ガ事務ヲ開  
始スルコトト相成タルニ付右取扱等ニ關シテハ從前通ニ御取計相成度  
尙名勝天然紀念物ノ假指定ニ關シテモ同様ニ取扱ルル様致度此段依令通牒ス